

令和3年7月14日

〔 各府省事務次官
各外局長
各行政執行法人の長 〕 殿

人事院事務総長

人事院規則14-23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）の運用について（通知）

人事院規則14-23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）（以下「規則14-23」という。）の運用について下記のとおり定めただけ、令和3年7月14日以降は、これによってください。

記

第1条関係

- 1 この条の「役員等」には、技術役員のほか、医療、看護等に携わる者が含まれる。
- 2 この条の「必要と認められる期間」には、運営の業務に従事する期間のほか、その前後における往復に要する期間が含まれる。
- 3 この条の規定に基づく申出及び承認の手続については、休暇の例によるものとする。この場合において、出勤簿には、規則14-23第1条の承認を受けて勤務しなかった旨を記入するものとする。

以 上